



2025年12月25日

各位

会社名 アウトルックコンサルティング株式会社

代表者 代表取締役社長 平尾 泰文

(コード番号 5596 東証グロース)

問合せ先 管理本部長 河野 勉

(電話番号 03-6434-5670)

(変更)「親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社が2025年11月12日付で公表いたしました「親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2025年11月13日付で公表いたしました「(訂正) 親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」による訂正を含み、以下「本プレスリリース」といいます。)につきまして、その内容の一部を変更すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本プレスリリースの別添「株式会社マネーフォワードの子会社（マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社）によるアウトルックコンサルティング株式会社株券等（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の添付資料である「アウトルックコンサルティング株式会社株券等（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、本日、マネーフォワードコンサルティング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）より、「(変更)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「アウトルックコンサルティング株式会社株券等（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

公開買付者（注）は、2025年11月12日付の取締役会決議において、当社の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月13日から本公開買付けを開始しておりますが、公開買付者は、同日時点では、公開買付者の親会社である株式会社マネーフォワード（以下「マネーフォワード」といいます。）の普通株式に係る直近事業年度末（2024年11月30日）時点の外国法人等による所有割合が約42%であったことから、公開買付者が「外国投資家」（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第26条第1項）に該当することによって本公開買付けによる当社の普通株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関して外為法第27条第1項に従った日本銀行を経由しての財務大臣及び事業所管大臣への届出（以下「外為法事前届出」といいます。）を行う必要性を具体的に認識していなかったとのことです。もっとも、マネーフォワードが2025年11月期（第14期）株主総会招集通知及び有価証券報告書の作成のために、同年12月3日

に株主名簿管理人より受領した、同事業年度末（2025年11月30日）時点のマネーフォワードの株式分布状況によって、同時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が50%以上であったことが判明したとのことです。これを受け、マネーフォワード及び公開買付者において確認を進めたところ、2025年12月中旬に、公開買付者が上記「外国投資家」に該当することにより、本株式取得に当たり、公開買付者において外為法事前届出を行う必要があることが判明したため、公開買付者は、2025年12月18日に、外為法事前届出を行い、同日付で受理されたとのことです。また、公開買付者は、本日現在、外為法事前届出に係る所管庁による審査が完了しておらず、外為法第27条第2項所定の待機期間が終了していないことを踏まえ、同日付で、本公司開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、届出当初の公開買付期間の末日である2025年12月25日から12営業日を経過した日にあたる2026年1月20日まで延長することを決定したとのことです。これに伴い、公開買付者が2025年11月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年12月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2025年11月13日付公開買付開始公告（2025年12月1日付の公開買付開始公告の訂正の公告を含みます。）に訂正すべき事由が生じたため、公開買付者は、本日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局に提出するとともに、本公司開買付けにおける買付け等の期間を2026年1月20日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。

そこで、本プレスリリースの内容の一部に変更すべき事項が生じましたので、以下のとおり変更いたします。

（注）公開買付者は、2025年12月1日付でその商号を「マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社」から「マネーフォワードコンサルティング株式会社」に変更しております。

2. 変更箇所

変更箇所については、下線を付しております。

3. 本公司開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（2）意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公司開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(変更前)

（前略）

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2025年11月12日、本取引の一環として、本公司開買付価格を1,800円、第1回新株予約権買付価格を210円、第2回新株予約権買付価格を1円として本公司開買付けを実施することを決定したとのことです。

(変更後)

（前略）

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2025年11月12日、本取引の一環として、本公司開買付価格を1,800円、第1回新株予約権買付価格を210円、第2回新株予約権買付価格を1円として本公司開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年11月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、公開買付者は、直近事業年度末（2024年11月30日）時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が約42%であったことから、2025年11月13日時点では、「外国投資家」（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第26条第1項）に該当することによって本公開買付けによる当社の普通株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する外為法第27条第1項に従った日本銀行を経由しての財務大臣及び事業所管大臣への届出（以下「外為法事前届出」といいます。）を行う必要性を具体的に認識していなかったとのことです。もっとも、2025年12月3日に、マネーフォワードが、同年11月期（第14期）株主総会招集通知及び有価証券報告書の作成のため、マネーフォワードの株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社より、同事業年度末（2025年11月30日）時点のマネーフォワードの株式分布状況の速報値を受領したところ、同時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が50%以上であったことが判明したとのことです。これを受け、マネーフォワード及び公開買付者において、公開買付者における本株式取得に関する外為法事前届出の要否の確認を進めたところ、2025年12月中旬、マネーフォワード及び公開買付者が外為法上の「外国投資家」（外為法第26条第1項）に該当することにより、本株式取得に当たり、公開買付者において外為法事前届出を行う必要があることが判明したため、公開買付者は、同月18日に、外為法事前届出を行い、同日付で受理されたとのことです。また、公開買付者は、2025年12月25日現在、外為法事前届出に係る所管庁による審査が完了しておらず、外為法第27条第2項所定の待機期間が終了していないことを踏まえ、同日付で、公開買付期間（「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」で定義します。以下同じです。）を、届出当初の公開買付期間の末日である2025年12月25日から12営業日を経過した日にあたる2026年1月20日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（iii）当社の意思決定の内容

（変更前）

（前略）

加えて、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に該当する買付予定数の下限が設定されていないものの、その他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられていると解されることに鑑みると、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）条件が設定されていないことをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えており、また、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ 当社の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としていること等に鑑みれば、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件についても、本公開買付けの公正性の担保に配慮したものであり、妥当なものであると考えています。

（後略）

(変更後)

(前略)

加えて、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に該当する買付予定数の下限が設定されていないものの、その他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられていると解されることに鑑みると、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えており、また、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ 当社の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日（なお、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2025 年 12 月 18 日に外為法事前届出を行い、同月 25 日付で、公開買付期間を 2026 年 1 月 20 日まで延長することを決定し、これにより公開買付期間は 42 営業日に延長されています。）としていること等に鑑みれば、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件についても、本公開買付けの公正性の担保に配慮したものであり、妥当なものであると考えています。

(後略)

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

(変更前)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に対して要請する予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 3 月上旬頃を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

(後略)

(変更後)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株

式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に対して要請する予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026年3月下旬頃を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

（後略）

（6）本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

⑧当社の株主及び本新株予約権者が本公司買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

（変更前）

（前略）

また、公開買付者は公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公司買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

（変更後）

（前略）

また、公開買付者は公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である42営業日に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公司買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

（参考）

本日付「公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「アウトロックコンサルティング株式会社株券等（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」（添付資料）

以上

2025年12月25日

各 位

会 社 名 マネーフォワードコンサルティング株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 C E O 島内 広史
問合せ先 株式会社マネーフォワード 長尾 祐美子
執行役員グループ C F O
(TEL. 03-6453-9160)

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「アウトロックコンサルティング株式会社株券等(証券コード: 5596)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

マネーフォワードコンサルティング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）（注）は、2025年11月12日付の取締役会決議において、アウトロックコンサルティング株式会社（証券コード：5596、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月13日から本公開買付けを開始しておりますが、公開買付者は、同日時点では、公開買付者の親会社である株式会社マネーフォワード（以下「マネーフォワード」といいます。）の普通株式に係る直近事業年度末（2024年11月30日）時点の外国法人等による所有割合が約42%であったことから、公開買付者が「外国投資家」（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第26条第1項）に該当することによって本公開買付けによる対象者の普通株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関して外為法第27条第1項に従った日本銀行を経由しての財務大臣及び事業所管大臣への届出（以下「外為法事前届出」といいます。）を行う必要性を具体的に認識しておりませんでした。もっとも、マネーフォワードが2025年11月期（第14期）株主総会招集通知及び有価証券報告書の作成のために、同年12月3日に株主名簿管理人より受領した、同事業年度末（2025年11月30日）時点のマネーフォワードの株式分布状況によって、同時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が50%以上であったことが判明しました。これを受け、マネーフォワード及び公開買付者において確認を進めたところ、2025年12月中旬に、公開買付者が上記「外国投資家」に該当することにより、本株式取得に当たり、公開買付者において外為法事前届出を行う必要があることが判明したため、公開買付者は、2025年12月18日に、外為法事前届出を行い、同日付で受理されております。また、公開買付者は、本日現在、外為法事前届出に係る所管庁による審査が完了しておらず、外為法第27条第2項所定の待機期間が終了していないことを踏まえ、同日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、届出当初の公開買付期間の末日である2025年12月25日から12営業日を経過した日にあたる2026年1月20日まで延長することを決定しました。

これに伴い、2025年11月12日にお知らせしました「アウトロックコンサルティング株式会社株券等(証券コード: 5596)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を下記のとおり変更しましたので併せてお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

(注) 公開買付者は、2025年12月1日付でその商号を「マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社」から「マネーフォワードコンサルティング株式会社」に変更しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

【変更前】

＜前略＞

なお、対象者が本日付で公表した「親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第1回新株予約権の所有者(以下「第1回新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第2回新株予約権の所有者(以下「第2回新株予約権者」とい、第1回新株予約権者と第2回新株予約権者を総称して「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、第2回新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。かかる対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(vi) 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

【変更後】

＜前略＞

なお、対象者が本日付で公表した「親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第1回新株予約権の所有者(以下「第1回新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第2回新株予約権の所有者(以下「第2回新株予約権者」とい、第1回新株予約権者と第2回新株予約権者を総称して「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、第2回新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。かかる対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(vi) 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025年11月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、公開買付者は、直近事業年度末(2024年11月30日)時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が約42%であったことから、2025年11月13日時点では、「外国投資家」(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第26条第1項)に該当することによって本公開買付けによる対象者の普通株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関して外為法第27条第1項に従った日本銀行を経由しての財務大臣及び事業所管大臣への届出(以下「外為法事前届出」といいます。)を行う必要性を具体的に認識しておりませんでした。もっとも、2025年12月3日に、マネーフォワードが、同年11月期(第14期)株主総会招集通知及び有価証券報告書の作成のため、マネーフォワードの株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社より、同事業年度末(2025年11月30日)時点のマネーフォワードの株式分布状況の速報値を受領したところ、同時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が50%以上であったことが判明しました。これを受けて、マネーフォワード及び公開買付者において、公開買付者における本株式取得に関する外為法事前届出の要否の確認を進めたところ、2025年12月中旬、マネーフォワード及び公開買付者が外為法上の「外国投資家」(外為法第26条第1項)に該当することにより、本株式取得に当たり、公開買付者において外為法事前届出を行う必要があることが判明したため、公開買付者は、同月18日に、外為法事前届出を行い、同日付で受理されております。また、公開買付者は、2025年12月25日現在、外為法事前届出に係る所管庁に

よる審査が完了しておらず、外為法第27条第2項所定の待機期間が終了していないことを踏まえ、同日付で、公開買付期間（下記「(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公司買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」で定義します。以下同じです。）を、届出当初の公開買付期間の末日である2025年12月25日から12営業日を経過した日にあたる2026年1月20日まで延長し、合計42営業日とすることを決定いたしました。

(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公司買付け後の経営方針

② 対象者が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(iii) 対象者の意思決定の内容

【変更前】

<前略>

加えて、対象者は、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公司買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に該当する買付予定数の下限が設定されていないものの、その他の本公司買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられていると解されると鑑みると、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) 条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えているとのことであり、また、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」の「(viii) 対象者の株主及び本新株予約権者が本公司買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公司買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としていること等に鑑みれば、本取引に係る本公司買付価格以外の取引条件についても、本公司買付けの公正性の担保に配慮したものであり、妥当なものであると考えているとのことです。

<後略>

【変更後】

<前略>

加えて、対象者は、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公司買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に該当する買付予定数の下限が設定されていないものの、その他の本公司買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられていると解されると鑑みると、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) 条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えているとのことであり、また、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」の「(viii) 対象者の株主及び本新株予約権者が本公司買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公司買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日（なお、上記「(1) 本公司買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2025年12月18日に外為法

事前届出を行い、同月 25 日付で、公開買付期間を 2026 年 1 月 20 日まで延長することを決定し、これにより公開買付期間は 42 営業日に延長されています。）としていること等に鑑みれば、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件についても、本公開買付けの公正性の担保に配慮したものであり、妥当なものであると考えているとのことです。

＜後略＞

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

【変更前】

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に対して要請する予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 3 月上旬頃を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

【変更後】

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に対して要請する予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 3 月下旬頃を目途に開催される予定ですが、その具体的な手續及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

【変更前】

⑤ 資	本	金	1 億 4,446 万円 (2025 年 9 月 30 日現在)
-----	---	---	----------------------------------

【変更後】

⑤ 資	本	金	1 億 4,507 万 9,500 円 (2025 年 9 月 30 日現在)
-----	---	---	---

(3) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

【変更前】

2025 年 11 月 13 日（木曜日）から 2025 年 12 月 25 日（木曜日）まで（30 営業日）

【変更後】

2025年11月13日（木曜日）から2026年1月20日（火曜日）まで（42営業日）

（5）買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

（viii）対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

【変更前】

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

【変更後】

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である42営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（9）決済の方法

② 決済の開始日

【変更前】

2026年1月6日（火曜日）

【変更後】

2026年1月27日（火曜日）

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースに記載されている事項には、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、マネーフォワードグループ及び対象者の将来についての計画や戦略に関する予想及び見通しの記述が含まれています。これらの記述は、マネーフォワードグループ又は対象者が現時点で把握可能な情報から判断した想定及び所信に基づくマネーフォワードグループ又は対象者の予想です。実際の結果は、多様なリスクや不確実性により、マネーフォワードグループ又は対象者の予想とは大きく異なる可能性がありますので、ご承知おきください。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。